

○平成30年7月豪雨により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療一部負担金等の免除等に関する取扱要綱

平成30年9月19日
広域連合告示第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第69条第1項第2号、岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金減免等取扱規則（平成20年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第5号）第10条の規定に基づき、平成30年7月豪雨の被災者に対し、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療の一部負担金、保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る自己負担額（入院時食事療養費及び入院時生活療養費は除く。）（以下「一部負担金等」という。）の免除及び還付に關し必要な事項を定めるものとする。

(免除対象者)

第2条 次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 岡山県後期高齢者医療広域連合の被保険者であること。
- (2) 平成30年7月豪雨により、次のいずれかに該当すること。
 - ア 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者
 - イ その者が属する世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
 - ウ その者が属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明である者
 - エ その者が属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
 - オ その者が属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

(一部負担金等の免除申請)

第3条 一部負担金等の免除を受けようとする者（以下「免除申請者」という。）の取扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 平成30年7月豪雨に係る災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の適用市町村に住所を有する被保険者は、厚生労働省の定める徴収猶予期間（以下「徴収猶予期間」という。）は、保険医療機関等の窓口で被災したことについて申告することで、一部負担金等の免除を受けることができる。
 - (2) 前号に該当する被保険者が、徴収猶予期間後についても一部負担金の免除を受けるためには、平成30年7月豪雨に係る後期高齢者医療一部負担金等免除申請書（以下「免除申請書」という。）に前条第2号のいずれかの被災事実を証明する書類を添付して、広域連合長へ提出しなければならない。
 - (3) 法適用外市町村に住所を有する被保険者は、免除申請書に前条第2号のいずれかの被災事実を証明する書類を添付して、広域連合長へ提出しなければならない。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、免除申請者が市町村の独自に定める様式で一部負担金等の免除申請を行った場合は、免除申請書が提出されたものとすることができます。
 - 3 後期高齢者医療保険料の減免申請があった場合は、一部負担金等の免除申請があったものとすることができます。
 - 4 申請者の被災事実が公簿等により確認できる場合は、第1項第2号及び第3号に規定

する被災事実を証明する書類の提出を省略することができる。

5 一部負担金等の免除申請は、令和元年12月27日までに行わなければならない。

(一部負担金等の免除の決定又は却下)

第4条 広域連合長は、前条第1項第2号及び第3号の免除申請書が提出されたときは、その内容を審査し、一部負担金等の免除の決定又は却下を行い、当該被保険者に対して通知するものとする。

2 広域連合長は、免除を決定したときは、後期高齢者医療一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）を当該被保険者に交付するものとする。

3 広域連合長は、一部負担金等の免除申請を却下したときは、後期高齢者医療一部負担金等免除申請却下通知書により当該被保険者に通知するものとする。

4 免除証明書の交付を受けた被保険者（以下「免除被保険者」という。）は、申請内容に変更があった場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告し、免除証明書を返還しなければならない。

(一部負担金等の免除期間)

第5条 免除被保険者については、法適用日、被災日又は一部負担金等の免除申請日から令和元年12月末まで的一部負担金等を免除する。ただし、平成30年8月以降に一部負担金等の免除申請を行った場合は、一部負担金等の免除申請日の属する月を含む6か月を限度として一部負担金等を免除するものとする。

2 前項の規定による一部負担金等の免除期間は、厚生労働省が徴収猶予期間の延長等を決定した場合は、それに準じて免除期間を延長するものとする。

(免除証明書の提示)

第6条 免除被保険者が一部負担金等の免除期間に保険医療機関等で診療等を受ける際には、窓口で免除証明書を提示しなければならない。ただし、法適用市町村に住所を有する被保険者が、徴収猶予期間に受ける診療等についてはこの限りではない。

(一部負担金等の免除の取消し)

第7条 広域連合長は、第1号のときは適用日に遡り、第2号のときは該当しなくなったと認められる日に遡り、免除の決定を取り消すものとする。

(1) 免除被保険者が、偽りの申請その他不正行為等により免除証明書の交付を受けたことが明らかになったとき。

(2) 免除被保険者が、何らかの事情で要件に該当しなくなったと認められるとき。

2 前項により免除の決定を取り消された者は、免除証明書を返還するとともに、免除により支払いを免れた一部負担金等相当額を広域連合長に返還しなければならない。

(一部負担金等の還付申請)

第8条 免除申請者が一部負担金等の免除期間において、保険医療機関等に支払った一部負担金等については、平成30年7月豪雨災害後期高齢者医療一部負担金等還付申請書（以下、「還付申請書」という。）により広域連合長に申請を行うことで、還付を受けることができる。ただし、既に高額療養費の支給を受けている場合等においては、当該支給額を控除した額を還付するものとする。

2 前項の還付申請書には次の書類を添付して提出するものとする。

(1) 受診医療機関明細書

(2) 保険医療機関等が発行した領収証の写し等、支払った一部負担金等の額が確認できる書類

(3) 免除証明書の写し（免除証明書が未交付の場合は被災事実を証明する書類。ただし、公簿等により確認できる場合は、当該添付書類を省略することができる。）

(4) 被保険者が死亡後の申請の場合は受領申立書

3 第1項の規定による申請があったときは、療養費の例により当該一部負担金等の額を還付するものとする。

(資料の提出等)

第9条 広域連合長は、第3条及び前条の申請について、被保険者又はその関係者等に対し、文書その他資料の提出又は質問を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

附 則（平成31年3月11日広域連合告示第12号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の平成30年7月豪雨により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金等の免除等に関する取扱要綱は、平成30年12月29日から適用する。

附 則（令和元年6月17日広域連合告示第21号）

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行に関し必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。